

意見書（医師記入）

しいのみこども園 園長

園児名 _____

（該当疾患に☑をお願いします）

_____年 _____月 _____日生

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）※	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	—	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間空けて連続二回の検便によっていずれも菌陰性が確認されていること。
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
伝染性膿痂疹（とびひ）	—	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。
溶連菌感染症	—	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること。ただし、治療の継続は必要。

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

◎新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは出席停止となりますが、健康観察記録表を提出後、登園可能となります。（意見書は必要ありません）

◎岡山市では、伝染性膿痂疹（とびひ）・溶連菌感染症も出席停止の感染症となっています。

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____年 _____月 _____日から登園可能と判断します。

_____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園・保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、お子様の症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をこども園に提出してください。